

資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

(四) 第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するためには、必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(事業者の努力)

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのつとり、国及び地方公共団体との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

省令で定める。

(個人番号とすべき番号の生成)

第八条 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の從前の個人番号を含む。）とも異なること。

二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

2 とする。
地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二百六号）第九条の四の二（第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二第十九項若しくは第七十条の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第二百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の

個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するためには必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

いる者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受けることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

該事務の性質が同表の当該名項の下欄に掲げる事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合する事務に限る。)として主務省令で定めるもの(以下この項において「準法定事務」という。)を処理する者として主務省令で定めらる者の(第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。)がある場合にあっては、その者を含む。(第四項において同じ。)は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。同号において同じ。)の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するためには必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託者(同表

るものであつて、情報提供用個人識別符号(同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するため必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。(以下同じ。)その内容に含むものをいう。(以下同じ。)の提供に関する事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができることを、当該事務の全部又は一部の委託を受けた者、又は委託する者。

第七条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する
策に協力するよう努めるものとする。

三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）の親子關係についての他の戸籍等記録者との間の親子關係の存否その他の身分關係の存否に關する情報、婚姻その他の身分關係の形成に關する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に關する事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び保管するためには必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の行政事務の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行なうために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百五十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

（再委託）

第十一条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなす（委託先の監督）。

第十二条 個人番号利用事務実施者等の責務（個人番号利用事務実施者等の責務）

執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行なうために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百五十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用して個人番号を利用することができます。

前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用して個人番号を利用することができます。

（再委託）

必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行なうために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百五十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用して個人番号を利用することができます。

前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用して個人番号を利用することができます。

（再委託）

第十三条 個人番号利用事務実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用した事務において同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用した者を除く。以下この項及び第六条における同じ。）は、個人番号利用事務等を実施するための必要な手続を経由して申請する者が当該市町村以外の市町村の長（当該市町村において同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村の長を経由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長（当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受けける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他の総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。

機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード（前項の申出をした者に係るものと除く。以下この項において同じ。）を作成した場合に、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができるとする者以外の者をいう。第二十条において同じ。）の提供を求める（提供の求めの制限）

（同項の市町村の長から機構に対し、その者について同項に規定する措置をとった旨の通知があつた場合に限る。）には、その者が記録されている市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するものとする。

第十六条 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）の申請に基づいて同項において同じ。）を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し、前条第五項から第七項までの規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は機構若しくは同条第四項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行なう市町村長（次項から第五項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めたもの並びに当該住民票に記載された個人番号（その者に係る住民票が消滅されてしまう場合には、当該住民票に記載されていた個人番号）を確認すること。

前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が當機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合

該書類に係る者であることを確認すること
 (一)に準ずるものとして主務省令で定める
 措置を含む。)
 前条第一項の申請 (同条第四項の申出をした
 者に係るものを除く。)が、交付市町村長以外
 の市町村長を経由して行われた場合には、当該
 市町村長は、政令で定めるところにより、交付
 市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置を
 とることができる。

3 前条第三項の申出をした者 (交付市町村長に
 より第一項第一号に掲げる措置がとられた者で
 あって、当該交付市町村長から機構に対しその
 旨の通知があつたものに限る。)に対する第一
 項の規定による個人番号カードの交付は、政令
 で定めるところにより、機構が、その者に対
 し、当該個人番号カードを送付することにより
 行う。

4 前条第四項の申出をした者 (交付市町村長に
 より第一項第一号に掲げる措置がとられた者で
 あって、当該交付市町村長から当該申出に係る
 領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつ
 たものに限る。)に対する第一項の規定による
 個人番号カードの交付は、同条第七項の規定に
 より個人番号カードの送付を受けた領事官又は
 市町村長が、その者に対し、当該個人番号カー
 ドを引き渡すことにより行う。この場合におい
 て、その者が、交付市町村長により第一項第二
 号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付
 市町村長から当該領事官又は市町村長に対しそ
 の旨の通知があつたもの以外の者であるとき
 は、当該領事官又は市町村長は、政令で定める
 ところにより、交付市町村長に代わって同号に
 掲げる措置をとるものとする。

5 第二項又は前項の規定により交付市町村長に
 代わって第一項第二号に掲げる措置をとった市
 町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村
 市町村長及び個人番号カードに関する
 者が行う手続に関し必要な事項 (以下この項
 において「再交付等に関する事項」という。)
 は総務省令で、個人番号カードの様式及び個人
 番号カードの有効期間その他個人番号カードに
 関し必要な事項 (再交付等に関する事項を除
 く。)は主務省令で定める。

6 前項の規定により個人番号カードの提出を受
 けた市町村長は、当該個人番号カードについて、
 カードの適切な利用を確保するために必要な措
 置を講じ、これを返還しなければならない。

7 前項の規定により個人番号カードの提出を受
 けた市町村長は、当該個人番号カードについて、
 カード記録事項の変更その他当該個人番号
 区分された部分に、当該各号に定める事務を処
 理するために必要な事項を電磁的方法により記
 録して利用することができる。この場合におい
 て、これらの者は、カード記録事項に变更
 があったときは、その変更があつた日から十四
 日以内に、その旨をその者が記録されている住
 民基本台帳を備える市町村の長 (次項及び第十
 一項において「住所地市町村長」という。)に届
 け出るとともに、当該個人番号カードを提出
 しなければならない。この場合においては、前
 項の規定を準用する。

8 第六項の場合を除くほか、個人番号カードの
 交付を受けている者は、カード記録事項に変更
 があったときは、その変更があつた日から十四
 日以内に、その旨をその者が記録されている住
 民基本台帳を備える市町村の長 (次項及び第十
 一項において「住所地市町村長」という。)に届
 け出るとともに、当該個人番号カードを提出
 しなければならない。この場合においては、前
 項の規定を準用する。

9 個人番号カードの交付を受けている者は、当
 該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、
 その旨を住所地市町村長に届け出なければならない
 ない。

10 個人番号カードは、その有効期間が満了した
 場合その他の政令で定める場合には、その効力を
 失う。

11 個人番号カードの交付を受けている者は、当
 該個人番号カードの有効期間が満了した場合そ
 の他政令で定める場合には、政令で定めるところ
 より、当該個人番号カードを住所地市町村
 長に返納しなければならない。

12 個人番号カードの有効期間が満了した場合そ
 の他政令で定める場合には、政令で定めるところ
 より、当該個人番号カードを住所地市町村
 の規定の適用については、第八項中「その変更
 があつた日から十四日以内に」とあるのは「速
 やかに、直接に又は領事官を経由して」と、
 「住所地市町村長」とあるのは「戸籍の附票」と、
 「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町
 長」と、第九項及び前項中「住所地市町村
 長」とあるのは「直接に又は領事官を経由し
 て附票管理市町村長」とする。

13 前各項に定めるもののほか、個人番号カード
 の再交付の手続その他個人番号カードに関して
 市町村長及び個人番号カードに関する
 公共団体、独立行政法人等その他の行政事務
 を処理する者 (準法定事務処理者を含む。以
 下この号において「別表行政機関等」とい
 う。)のうち特定個人番号利用事務 (同表の
 当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に
 特定個人情報の提供を受けることによつて効
 率化を図るべきものとして主務省令で定める
 ものをいう。以下この号及び次号において同
 もの (法令の規定により特定個人番号利用事
 務の全部又は一部を行うこととされている者
 がいる場合にあつては、その者を含む。以下
 「情報照会者」という。)が、特定個人番号利
 用事務を処理するため、政令で定めるところ
 より、当該特定個人番号利用事務を処理
 するためるために必要な特定個人情報として主務省
 令で定めるもの (以下「利用特定個人情報」と
 いう。)を記録した特定個人情報ファイル
 を保有する者として主務省令で定める別表行
 政機関等又は法務大臣 (法令の規定により當
 該利用特定個人情報の利用又は提供に關する

14 第二節 特定個人情報の提供の制限等
 (特定個人情報の提供の制限)

15 第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当
 する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはな
 らない。

16 一個人番号利用事務実施者が個人番号利用事
 務を処理するためには必要な限度で本人若しく
 はその代理人又は個人番号関係事務実施者に
 対し特定個人情報を提供するとき (個人番号
 利用事務実施者が、生活保護法 (昭和二十五
 年法律第四十四号) 第二十九条第一項、厚
 生年金保険法第六条の二第五項その他の政令
 で定める法律の規定により本人の資産又は収
 入の状況についての報告を求めるためにその
 個人番号を提供する場合にあつては、銀
 行その他の政令で定める者に対し提供すると
 きに限る。)

17 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事
 務を処理するために必要な限度で特定個人情報

報を提供するとき (第十二号に規定する場合
 を除く。)

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等
 実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特
 定個人情報を提供するとき。

四 一の使用者等 (使用者、法人又は国若しく
 は地方公共団体をいう。以下この号において同
 じ。)における従業者等 (従業者、法人の
 業務を執行する役員又は国若しくは地方公共
 団体の公務員をいう。以下この号において同
 じ。)であつた者が他の使用者等における従
 業者等になつた場合において、当該従業者等
 の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の
 使用者等に対し、その個人番号関係事務を処
 理するためには必要な限度で当該従業者等の個
 人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

五 機構が第十四条第二項の規定により個人番
 号利用事務実施者に機構保存本人確認情報等
 を提供するとき。

六 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部
 の委託又は合併その他の事由による事業の承
 継に伴い特定個人情報を提供するとき。

七 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定
 その他の政令で定める同法の規定により特定個
 人情報を提供するとき。

八 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方
 公共団体、独立行政法人等その他の行政事務
 を処理する者 (準法定事務処理者を含む。以
 下この号において「別表行政機関等」とい
 う。)のうち特定個人番号利用事務 (同表の
 当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に
 特定個人情報の提供を受けることによつて効
 率化を図るべきものとして主務省令で定める
 ものをいう。以下この号及び次号において同
 もの (法令の規定により特定個人番号利用事
 務の全部又は一部を行うこととされている者
 がいる場合にあつては、その者を含む。以下
 「情報照会者」という。)が、特定個人番号利
 用事務を処理するため、政令で定めるところ
 より、当該特定個人番号利用事務を処理
 するためのために必要な特定個人情報として主務省
 令で定めるもの (以下「利用特定個人情報」と
 いう。)を記録した特定個人情報ファイル
 を保有する者として主務省令で定める別表行
 政機関等又は法務大臣 (法令の規定により當
 該利用特定個人情報の利用又は提供に關する

事務の全部又は一部を行なうこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定固定

十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

り、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
十七 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。
(収集等の制限)
第二十条 何人も、前条各号のいづれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号等を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

3 より行うものとする。

4 情報照会者等、内閣総理大臣、機関及び前項の市町村長は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

前項に規定する者は、同項に規定する目的以外の目的のために取得番号を自ら利用してはならない。

べきものとして個人情報保護委員会規則で定められたものを、個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報を提供を受けることによって効率化するべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを、個人番号利用事務を処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。)が、政令で定めるところにより、条例で定めた事務関係情報提供者(当該事務を処理するためには必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

して政令で定めるものを含む。) 又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行つたための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第四項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十三 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に提供するとき。

十四 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。

十五 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第一百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事案件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第三十六条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があ

(情報提供ネットワークシステム)による利用特定個人情報の提供

第二十一条 内閣総理大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し及び管理するものとする。

2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつたときは、当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に對して利用特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならぬ。

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十二条 情報照会者又は情報提供者は、下この条において「情報照会者等」という。)は、情報提供用個人識別符号を内閣総理大臣から取得することができる。

2 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号(当該取得に関し割り当てられる番号)であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるよう割り当てられることによってなり、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとしてデジタル序令で定めるものをいう。(以下この条において同じ。)を、機構(第九条第三項の法務大臣である情報提供者にあつては、当該個人の本籍地の市町村長及び機構)を通じて内閣総理大臣に對して通知し、及び内閣総理大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を

第五十九条（第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは、「第二十一条の二」第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号を「第三十五条第一項」とあるのは、「第二十一条の二」第八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「同項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「第二十一条の二」第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第二十一条の二」第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。（利用特定個人情報の提供）

第二十二条 情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところによつて、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報を提供しなければならない。

前項の規定による利用特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当

り、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 を、当該情報照会者等に對して通知する方法により行うものとする。

該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時

三 利用特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項

前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該利用特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 個人情報保護法第七十八条第一項（個人情報保護法第二百二十五条第二項の規定によりみなしして適用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 第三十一条第三項において準用する個人情報保護法第七十八条第一項に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第八号の規定による利用特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のため、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保する

ことその他の必要な措置を講じなければならぬ。

(秘密保持義務)

第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネット

者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十二条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。

この場合において、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第十九条第九号の規定により提供することができる利用特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る利用特定個人情報が当該限定された利用特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務」（第十九条第八号）とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第九号）と、「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十七条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価基準によべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定によ

り利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供

ネットワークシステムに記録し、当該記録を第

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び

情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第八号の規定による利用特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び

次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のため、情報提供ネットワークシステム並びに情報

照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保する

る場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するためには、必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(委員会による検査等)

第二十九条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機関は、個人

情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録され

た特定個人情報の取り扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共團

体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員

会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に對して当該特定個人情報ファイルに記録さ

れた特定個人情報の取り扱いの状況について報告するものとする。

(特定個人情報の漏えい等に関する報告等)
第二十九条の四 個人番号利用事務等実施者

特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人番号利用事務等実施者が、他の個人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第二節 個人情報保護法の特例等

(個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関等（個人情報保護法第二十一条第二項の規定により個人情報保護法第一条

同項第四号に規定する地方独立行政法人等又は
される個人情報保護法第五十八条第一項各号に
掲げる者（次条第一項において「みなし独立行政
法人等」という。）を含む。）が保有し、又は
保有しようとする特定個人情報（第二十三条の
（第）二十六条规定に準用する場合を含む。）に
規定する記録に記録されたものを除く。）に関
しては、個人情報保護法第六十九条第二項第二
号から第四号まで及び第八十八条の規定は適用
しないものとし、個人情報保護法の他の規定の
適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報
保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

同表の下欄に掲げる字句とする。
読み替える字句

2	号第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき
個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条各号に掲げる事業者）といふ。を含む。）が保有し、又は記録に記録されたものを除く。）に關する規定では、個人情報保護法第十八条第三項第三号と	号第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき
個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条各号に掲げる事業者）といふ。を含む。）が保有し、又は記録に記録されたものを除く。）に關する規定では、個人情報保護法第十八条第三項第三号と	号第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき
個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条各号に掲げる事業者）といふ。を含む。）が保有し、又は記録に記録されたものを除く。）に關する規定では、個人情報保護法第十八条第三項第三号と	号第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき	第一項規範に適用するとき 二項第八九の規定に違反して取 得されたものであるとき

に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす
る。

第五条第十九項第八項	第三条第十九項第八項	第一条第十九項第六項	定の規法保護情報個人替え読み	る。に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす。
る定め	いらばけし配慮ななれななて供は	いらはし提又し利自用、利きを場づに法的用、除合く基令	句替え読み	読み替える字句

減額し、又は免除することがで
きる

定の規

個人情報保護法の規定	第六条第一項	第九条第一項	第十一条第一項	第十八条第一項	第十九条第一項	第二十条第一項	第二十一条第一項
読み替えられる字句	利用目的	自ら利用してはならない	自ら利用してはならない	請求者及び開示請求を受けた者	、開示請求者及び開示請求を受けた者	、開示請求を受けた者	、開示請求を受けた者
読み替えられる字句	法令に基づく場合を除き、 自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない	自ら利用してはならない	請求者及び開示請求を受けた者	、開示請求者及び開示請求を受けた者	、開示請求を受けた者	、開示請求を受けた者

条から第六十六条第一項までの規定)は、行政機関等以外の者(みなし個人情報取扱事業者を含む。)が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）の提供先の個人情報を当該保有

第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限りにおいて、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関する報告をし、必要な報告若しくは資料の提出を求める。又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪（報告及び立入検査）

いう。)の実施に關し、総務省令で定める事項について、機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が、機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報(以下この条及び次条第二項において「機構処理事務特定個人情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに當たつては、幾種処理

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行
（適用除外）
検査のために認められたものと解釈してはならない。

事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

われる場合又は第十九条第十五号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しな

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
（機構の役職員等の秘密保持義務）

(措置の要求)

第三十八条の三の一 機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十七条第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等保護委員会の）

外シテ、その他の情勢シテの相變に對し、維持管理に関し、費用の節減その他合理化及び効率化を図つた上でその機能の安全化及び信頼性を確保するよう、内閣総理大臣その他の閣僚の監督下で、各機関の長に付して、必要に當る旨面倒な事務の簡便化等の措置を講じることとする。

2 機構から機構処理事務特定個人情報等の電子
委員を含む。又はこれらの職にあつた者は、
機構処理事務に関して知り得た秘密を漏らして
はならない。

2 例行政機関の長は、必要な措置を実施する
よう求めることができる。
委員会は、前項の規定により同項の措置の実
施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に
付し、付した旨を記載して交付することを要す。

計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関する限り得た機密処理事務等の情報を漏洩する事無くしてはならない。

申し、その措置の実施状況について報告を求める
ことができる。

定個人情報等に関する秘密又は機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

の所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

第三十九条の四 機構は、総務省令で定めるとともに、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存して置くこととする。

なければならぬ。
(報告書の公表)

機関の長等」という。)は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報(法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十二条において同じ。)の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(資料の提供)

第四十一条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第七条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号(会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。)その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。(正確性の確保)

第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(指定都市の特例)

第四十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において単に「指定都市」という。)に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをとることができる。

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項(附則第三条第四項において準用する場合

を含む。)、第十六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十条の二第二項(情報提供者が第九条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。)(権限又は事務の委任)

第四十五条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができます。

(戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例)

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又

は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報(戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除外された戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報(戸籍関係情報を作成する場合を除く。))を保有してはならない。

2 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する事務に従事する者は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条の「次の」とあるのは、「第二十一条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条

第一十三条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十五条の二第二項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第六号、第十三号、及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

7 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

(主務省令)

第四十六条 この法律における主務省令は、デジタル手令・総務省令とする。

(政令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは確認する事務に従事する者又は従事していない者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

3 第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報等の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に關して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したときは、四年以下の懲役若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第十五条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二 第二十二条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告について処する。

不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二 第二十二条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十八条の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対しして答弁をせず、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三まで及び第五十五条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人（法人でない団体も含む。以下この項における同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し当該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで、各本条の罰金刑

二 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その

訴訟行為につき法人でない団体を代表するはか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第五条及び第六条の規定、公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条（第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項及び第三項（行政機関個人情報保護法第十一条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条、第六章第二節（第五十条を除く。）、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。）の規定

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十一条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十一条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三

条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十一条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）において準用する。

（情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十一条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十一条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）において準用する。

（第三条の二）日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかるわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間ににおいて政令で定める日までの間ににおいては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができない。

（日本年金機構に係る経過措置）

（第三条の二）日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかるわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間ににおいては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとす

（委員会に関する経過措置）

（第四条）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日（以下この条において「経過日」という。）の前日までの間ににおける第四十条第一項、第二項及び第四項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、「が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三

第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者は又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱つた個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（第五条）前項に規定する者が、その業務に関して知り、この法律の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（第二条）行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（第三条）市町村長は、政令で定めるところにより機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

（第三条の二）日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかるわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間ににおいては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行なうことができない。

（日本年金機構に係る経過措置）

（第三条の二）日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかるわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間ににおいては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとす

附 則 (平成二五年一月四日法律第九
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から
施行する。
(施行期日)
附 則 (平成二五年一月一三日法律第
一〇四号) 抄
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 附則第八条、第十条、第十三条及び第十七
条の規定 公布の日
附 則 (平成二五年一一月一三日法律第
一〇六号) 抄
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から
施行する。
附 則 (平成二六年三月三一日法律第一
〇号) 抄
(施行期日)
二 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日
イ 略
ロ 第十条中租税特別措置法第九条の八の改
正規定、同法第十条第六項の改正規定、同
法第十条の六第一項の改正規定(「政令で
定める金額」の下に「の百分の九十」を加
える部分に限る)、同法第十三条第一項の
改正規定(「平成二十六年三月三十一日」
を「平成二十八年三月三十一日」に改める
部分を除く)、同法第二十六条第二項に一
号を加える改正規定、同法第三十七条の十
四の改正規定(同条第一項に係る部分、同
条第四項に係る部分(「第十五項」を「第
二十五項」に改める部分を除く)、同条第
五項第二号中「設けられるものをいう」の
下に「。(以下この条において同じ)」を加え
る部分、同項第三号に係る部分、同条第六
項に係る部分及び同条第十二項に係る部分
を除く)、同法第三十九条の改正規定、同
法第四十二条の二の二第一項の改正規定、
同条第二項の改正規定(「第三十七条の十
四第十五項」を「第三十七条の十四第二十

五項」に改める部分に限る。」同条第三項の改正規定（「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七条の十四第二十七項

二 第二条並びに附則第三条 第七条から第十二条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日
(政令への委任) 第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

二、第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の文正規定、同法第二条第五項、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定による

の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一项、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月

(書類の適用に付する記述措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号)に掲げる規定にあつては、当該規定(以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から

四 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

ハ 第八条中租税特別措置法の目次の改正規

第八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の人」を「第九条の九」に改める部分に限る）、同法第四条の二第一項及び第四条の三第一項の改正規定、同法第八条の二第一項第二号の改正規定、同法第

八条の四第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第八条の五第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定

第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分を除く。）、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十二

番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（「第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項、第三項若しくは第四

（罰則に関する経過措置）

白三十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）に改める部分に限る。）に限る。）の規定について、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年五月二九日法律第三百三十二条抄）

（施行期日）

一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保險法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定（公布の日

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十七年九月九日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日

三 第六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置）

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この条において「旧番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の处分又は通知

その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してもされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の委員長（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）並びに、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十

その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してもされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（守秘義務に関する経過措置）

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用して届出その他の行為（以下「漏洩行為」という。）を行つた者は、漏洩行為の実行後は、漏洩行為の実行前に該当事務員が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）

第六条 附則第一号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の委員長（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）並びに、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等保有個人情報等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報）と総称する。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材の体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、国行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一、第五条の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く)及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定を公布の日

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前¹のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し、報告届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二九日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

（施行期日）抄
附則（平成三十一年七月六日法律第七一
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第五十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（（平成十年法律第四十六号））の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定 公布の

(施行期日)抄
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から六まで 略

七 次に掲げる規定 令和二年四月一日

イ からハまで 略

二 第十条中国税通則法の目次の改正規定、同法第七十条第四項第三号の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定（（一）は「」を「。以下この条において同じ。」は「」に、「（一）の氏名」を「。以下この条において同じ。」の氏名）の氏名）を「。以下この条において同じ。」に、「名称」を「名称」及び第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同法第七章の二中同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第百九条及び第一百三十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第九条第三項の改

附 則（平成三一年三月一九日法律第三百四十九号抄）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条（地方税法第二十七条第二項の改正規定（「第五十条第六項」を削る部分を除く。）及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。）、第九条から第十六条まで、第十七条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三条第一号ニの改正規定に限る。）、第十八条、第十九条及び第二十一条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月一九日法律第四百四十九号抄）

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条の規定 公布の日

の十二の二第二項第七号の改正規定、同法第四十二条の一の二第一項から第三項までの改正規定（「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。）、同法第四項の改正規定（「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分及び「第二十九条の二第八項から第十二項まで」を「第二十九条の二第九項から第十三項まで」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の三第四項第二号の改正規定（「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改める部分を除く。）、同項第五号及び第六号の改正規定（「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第九項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二項の改正規定（「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十二

正規定（「所得税法」を「若しくは第七十四条の十三の三、所得税法」に改める部分に限る。）及び同法別表第一の三十八の項の次に次のように加える改正規定に限る。」の規定

から十五まで 略

略

第六十一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「退職所得」を「退職所得等」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の二第二項の改正規定（「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の三第一項の改正規定（平成三十一年三月三十一日）を「平成十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第十条の五の四第二項第二号ロの改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二章第三節の節名の改正規定、同法第二十九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条

の五第二項第一号の改正規定、同法第四十四条の二の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に改める部分及び「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の六第二項第二号の改正規定、同法第六十八条の二十から第六十八条の二十三までの四条第一項の改正規定、同法第六十八条の四十第一項及び第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定並びに同法第八十条第三項の改正規定並びに附則第三十三条、第五十二条第三項、第六十九条第三項及び第一百十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定（罰則に関する経過措置）

第一百十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一百六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年五月一七日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の九十四の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）による同法附則第二条の認定」とする。（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年五月二二日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同一条に一項を加える改正規定並びに同法第百三十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 公布の日二から四まで 略

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第一百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和元年五月三一日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定（同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。）同法別表第二の改正規定（第十号に掲げる部分を除く。）同法別表第三の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）同法別表第四の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）及び同法別表第五の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）同法第六十七条第一項の改正規定（同項に一号を加える部分に限る。）及び同法第七十四条及び第七十八条第一項の改正規定並びに第四条中番号利用法第七条及び第六条の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同項に一号を加える部分に限る。）並びに同法第七十一条及び第七十二条第一項の改正規定並びに第四条中番号利用法第五十五条及第六条の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同項第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。）並びに番号利用法第五十五条及び附則第三条の改正規定並びに附則第六条の改正規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

十一 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）同法第十八条及び第十九条の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）同法第二十六条から第二十九条までの改正規定、同法第二十七条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）同法第二十八条及び第二十九条の改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四まで削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十一条の改正規定、同法別表第一の改正規定（第三十条の三十）の下に「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四

六 第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三条第四項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定（第一号に掲

四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の四十四の十一)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。)並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条正規規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「第六号施行日」という。)の番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条 第六号に掲げる規定の施行の施行における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の四十四の十一)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。)並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条正規規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「第六号施行日」という。)

第九条 第二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置)

別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の四十四の十一)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。)並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条正規規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「第六号施行日」という。)

第二条 この附則に規定する個人番号利用事務等実施者が番号利用法第十四条第一項の規定により通知カード所持者(第六号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)である本人(番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。)から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法(次項において「新番号利用法」という。)第十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第三条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第一条 (令和元年五月三一日法律第一七号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第二条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第三条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第四条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第五条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第六条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第七条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第八条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」と改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。」、同法第三十七条の十四の一(第十八条)項の改正規定及び同法第四十二条の三(第四項)の改正規定並びに同法第六十八条第一項から第三項まで、第百六十九条の規定(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)、同法第三十七条の二(第二の二)の改正規定並びに同法第六十八条第一項から第三項までの規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合は、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合(政令への委任)

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定、同法第一百条の十第一項の改正規定(同号に掲げる改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(号)抄(施行期日)

第一百七十四条 この法律は、公布の日から起算して二年各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定(同号に掲げる改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日(号)抄(二から九まで略)

十 附則第九十六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号) 附則第五号に定める日

(号)抄(施行期日)

第一百七十五条 この法律は、公布の日から起算して二年各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定(同号に掲げる改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日(号)抄(二から九まで略)

十一 附則第九十六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号) 附則第五号に定める日

(号)抄(施行期日)

第一百七十六条 この法律は、公布の日から起算して二年各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定(同号に掲げる改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日(号)抄(二から九まで略)

十二 附則第九十六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号) 附則第五号に定める日

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条並びに次条から附則第四条まで、第九条及び第十条の規定 公布の日
附 則（令和三年六月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第百四十六条の改正規定、附則第二十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する規定（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四第一項第一号）を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日
（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条の二から別表第五までの改正規定するもののは、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条の二から別表第五までの改正規定するもののは、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第六条までの規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和四年四月二〇日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第六条までの規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和四年四月二〇日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第六条までの規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和五年三月三一日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第六条までの規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和五年三月三一日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第六条までの規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年以内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第六条までの規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年以内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第六条までの規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第六条までの規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和六年四月二十四日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第六条までの規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和六年四月二十四日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

府県知事	二の二 組合	二 総務大臣	二 健康保険 組合	一 労働大臣	一 厚生	別表 (第九条関係)
又は都道 府県知事	健康保険法 による年金で ある。他の法 律において準用する 場合を含む。)によ る年金である給 付又は一時金の支 給に関する事務であ つて主務省令で定めるもの	健康保険法第五 条第二項若しくは 同法に規定する事 務又は同法による 年金である。他の法 律において準用する 場合を含む。)によ る年金である給 付又は一時金の支 給に関する事務であ つて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣が行うこととされた 事務又は同法による 年金である。他の法 律において準用する 場合を含む。)によ る年金である給 付又は一時金の支 給に関する事務であ つて主務省令で定めるもの	健康保険法第五 百二十三条第二項の規 定により健康保 険法による保 険給付の支 給、保健事業若しくは 福祉事業の登 記に関する事務であ つて主務省令で定 めるもの	健康保険法第五 百二十三条第二項の規 定により健康保 険法による保 険給付の支 給、保健事業若しくは 福祉事業の登 記に関する事務であ つて主務省令で定 めるもの	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う) （政令への委任） この附則に規定するもののほか、この法律等の一部を改正する法律の施行の日以後である場合には、前条中「別表第一」の十五の項及び別表第二の九の項」とあるのは、「別表二十三の項」とする。 （政令への委任） この附則に規定するもののほか、この法律等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定められる。

三 厚生労働大臣		四 全国健康保険協会		五 厚生労働大臣		六 都道府県知事		七 労働大臣		八 都道府県知事	
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）。以下「平成十九年法律第三十号」という。附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	労働災害補償保険法（昭和二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第一百八十八号）による救助又は扶助金の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	災害救助法（昭和二十二年法律第一百四十一号）による職業紹介又は職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四条）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾患病支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児	五 厚生労働大臣	六 都道府県知事	七 労働大臣	八 都道府県知事	九 全国健康保険協会	十 労働大臣

九 村 長	市 町	十 都 道 府 県 知 事 (特 別 区 の 市 長 (市 長 を 含 む 。) 又 は 社 会 福 祉 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 四 十 五 号) に 規 定 す る 福 祉 事 務 を 管 理 す る 事 務 に 關 す る 福 祉 事 務 を 管 理 す る (以 下 「 都 長 」 と い う。)	十一 生 勞 働 大 臣	十一 生 勞 働 大 厚	十一 生 勞 働 大 厚	十一 生 勞 働 大 厚	
九 村 長	市 町	十 都 道 府 県 知 事 (特 別 区 の 市 長 (市 長 を 含 む 。) 又 は 社 会 福 祉 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 四 十 五 号) に 規 定 す る 福 祉 事 務 を 管 理 す る 事 務 に 關 す る 福 祉 事 務 を 管 理 す る (以 下 「 都 長 」 と い う。)	九 村 長	市 町	十 都 道 府 県 知 事 (特 別 区 の 市 長 (市 長 を 含 む 。) 又 は 社 会 福 祉 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 四 十 五 号) に 規 定 す る 福 祉 事 務 を 管 理 す る 事 務 に 關 す る 福 祉 事 務 を 管 理 す る (以 下 「 都 長 」 と い う。)	九 村 長	市 町

三十一 國税庁長	三十 一の 法務	二 法務	大臣	三十二 厚生労働	三十三 防衛大臣	三十四 厚生労働	三十五 日本私立 学校振 興・共 事業団	三十六 財務大臣	三十七 厚生労働 大臣又は
税理士法による税理士若しくは税理士法人又は税理士であった者に対する報告の徵取又は質問若しくは検査に関する事務であつて主務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であつて主務省令で定めるもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの	防衛省の職員の給与等に関する法律による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくはこれらに準ずる給付若しくは支給又は若年定年退職者給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法（昭和二八年法律第二百四十五号）による短期給付、年金である給付若しくは一時金の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。）の徵収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徵収に關	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徵収に關	

法人勤労者退職金共済機構	五十都道府県知事	五十一市町村長	五十二住宅地区改良法	五十三厚生労働大臣	五十四大臣
薬剤師法	五十都道府県知事	五十一市町村長	五十二住宅地区改良法	五十三厚生労働大臣	五十四大臣
薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）による薬剤師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	五十都道府県知事	五十一市町村長	五十二住宅地区改良法	五十三厚生労働大臣	五十四大臣
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）による登録販売者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	五十都道府県知事	五十一市町村長	五十二住宅地区改良法	五十三厚生労働大臣	五十四大臣
法律第三十七号による知的障害者の判定に関する事務であつて主務省令で定めるもの	五十都道府県知事	五十一市町村長	五十二住宅地区改良法	五十三厚生労働大臣	五十四大臣

五十五 市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの	五十六 都道府県 知事等	五十七 国税庁長 官	五十八 社会保険 機関	五十九 地方公務 員共済組合又は全 國市町村職員共済組合	六十 生労働大臣 会	六十一 市町村長
百三十三号）による福祉の措置又 めるもの	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む）、不服審査その他国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給（昭和三十八年法律第六十号）による特別給付金の支給に定めるもの	社会保険支給法（昭和三十八年法律第六十号）による特別給付金の支給に定めるもの	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又
七十 市 町村長	厚生労働大臣 大臣	厚生労働大臣 大臣	六十七 都道府県 知事等	六十四 都道府県 知事等	六十五 都道府県 知事等	六十六 都道府県 知事等	六十三 都道府県 知事
七十一 厚生労働 大臣	七十二 厚生労働 大臣	七十三 厚生労働 大臣	七十四 都道府県 知事	七十五 都道府県 二 都道 府県 知事	七十六 都道府県 二 都道 府県 知事	七十七 都道 府県 三 厚生 労働大臣	七十八 都道府県 三 厚生 労働大臣
七十六 石炭鉱業 年金基金	七十七 地方公務 員灾害補償基金	七十八 厚生労働 大臣	七十九 厚生労働 大臣	七十九 厚生労働 大臣	七十九 厚生労働 大臣	七十九 厚生労働 大臣	七十九 厚生労働 大臣
七十七 もの	七十八 年金基金 石炭鉱業	七十九 地方公務 員灾害補償法（昭和四十年法律第百三十五号）による特別慰労金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	七十九 厚生労働 大臣	七十九 厚生労働 大臣	七十九 厚生労働 大臣	七十九 厚生労働 大臣	七十九 厚生労働 大臣
七十八 の 労働大臣	七十九 厚生労働 大臣	八十 生労働大臣 市町村長	八十一 生労働大臣 （児童手当 法（昭和 法律第七 四十六 年）	八十二 生労働大臣 （児童手当 法（昭和 法律第七 四十六 年）	八十三 生労働大臣 （児童手当 法（昭和 法律第七 四十六 年）	八十四 生労働大臣 （児童手当 法（昭和 法律第七 四十六 年）	八十五 生労働大臣 （児童手当 法（昭和 法律第七 四十六 年）

第十七項の第一項の下欄に掲げる者を含む。	二厚生労働大臣	八十一の二厚生労働大臣	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による免許（同法第七十二条第一項に規定する免許をいう。）又は労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
農水産業貯金保険機構	八十二の農水産業貯金保険機構	八十二の農水産業貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	八十三の厚生労働大臣	八十三の厚生労働大臣	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	八十四の厚生労働大臣	八十三の厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付若しくは育児休業給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
市町村長	八十五の厚生労働大臣	八十三の厚生労働大臣	作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）による作業環境測定士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
者との医療の確保に関する法 律（昭和法）	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による未払賃金の立替払に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に

都道府県	九十五 都道府県	九十四 大臣 厚生労働	九十四 大臣 厚生労働	村長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	主務省令で定めるもの
都道府県 九十六	知事等	都道府県 九十五	大臣 厚生労働	行う都道府県 第二項 規定する (平成五年 法律第五 十二号) 第十八条 の建設及 賃貸住宅 の供給の 促進に關 する法律 (平成五年 法律第五 十二号)	看護師等の入材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて主務省令で定めるもの	明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百二十二 厚生労 働大臣	百二十三 文部科 学大臣、 都道府県 教育委員会 都道府県 百二十四 厚生労 働大臣	百二十五 地方公 務員等共 法改正する 法律（一平 成二十三年 法律第五 十六号）によ る年金の支給 の一部を組合 法（平成二十 三年法律第五 十六号）によ る年金の支給 に該当する事 務であつて主務 省令で定めるもの	職業訓練の実施等による特定求職 者の就職の支援に関する法律（平成 二十三年法律第四十七号）による 職業訓練受講給付金の支給又は 就職支援措置の実施に関する事務 であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民 年金の給付の支払の遅延に係る加 算金の支給に関する法律（平成二十 一年法律第三十七号）による保 険給付遅延特別加算金又は給付遅 延特別加算金の支給に関する事務 であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民 年金の給付の支払の遅延に係る加 算金の支給に関する法律（平成二十 一年法律第三十七号）による保 険給付遅延特別加算金又は給付遅 延特別加算金の支給に関する事務 であつて主務省令で定めるもの

百三十六 預金保 險機構 百三 十六 の長等	<p>預貯金者による預貯金口座の管理等の利用に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）による公的給付支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）による公的給付支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>百三十五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による公的給付支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>百三十四 内閣總理大臣</p>	<p>百三十四 内閣總理大臣</p>
---	--	---	--	--	--	------------------------	------------------------